

令和3年度第2回 小学校及び中学校通学区区域 審議会資料

日時：令和3年12月15日（水）

場所：北広島市役所3階 3D会議室

前回の通学区区域審議会で確認された本審議会を進めていく上での3つの視点について

- ▶ ①現状で「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に定めた学級規模の基準（適正規模の基準）に満たない学校のある地区について、まずは調査すること。
- ▶ ②基本方針では、同一学校種、つまり小学校同士、中学校同士による適正規模化を検討する基準を定めたものとなっているが、新たな学校種等（義務教育学校など）の可能性はあるかないかを含めて検討すること。
- ▶ ③仮に義務教育学校等の可能性を検討の観点として含めた場合、本審議会の所掌事務、つまり通学区区域の設定および変更、その可否を判断するための調査審議に収まらない可能性があるのではないかという検討を行うこと。

前回の通学区区域審議会で見聞のあった本審議会を進めていく上での視点で追加した事項について

- ▶ ④現状の住みよい環境や教育環境を求めて新しい子育て世代が入ってきていることも踏まえた検討を行う必要があること。
- ▶ ⑤学校の小規模化の現状を情報公開し、地域と課題を共有し、地域の声を聞きながら進める必要があること。
- ▶ ⑥学校が、防災・保育・地域の交流の場であるなど、各地域のコミュニティの核としての性格を有するとともに、地域の未来の担い手である子ども達を育む営みの場であること。

現在の子供たちはもちろん、この先の子供たちにとっても、教育水準と教育の機会均等を確保し、よりよい教育環境を整備することを目ざして、6つの視点により議論を進める。

視点①~現状で適正規模に満たない学校 についての調査（西部中学校区）

（1）学校の小規模化に関して

	学級数		児童生徒数		校長及び教員の数※		建築年度
	R3年度	R8年度	R3年度	R8年度	R3年度	R8年度	
西部小学校	9学級	6学級	214人	177人	12人	9人	H15
西部中学校	6学級	3学級	164人	93人	11人	9人	S41/H12/H24

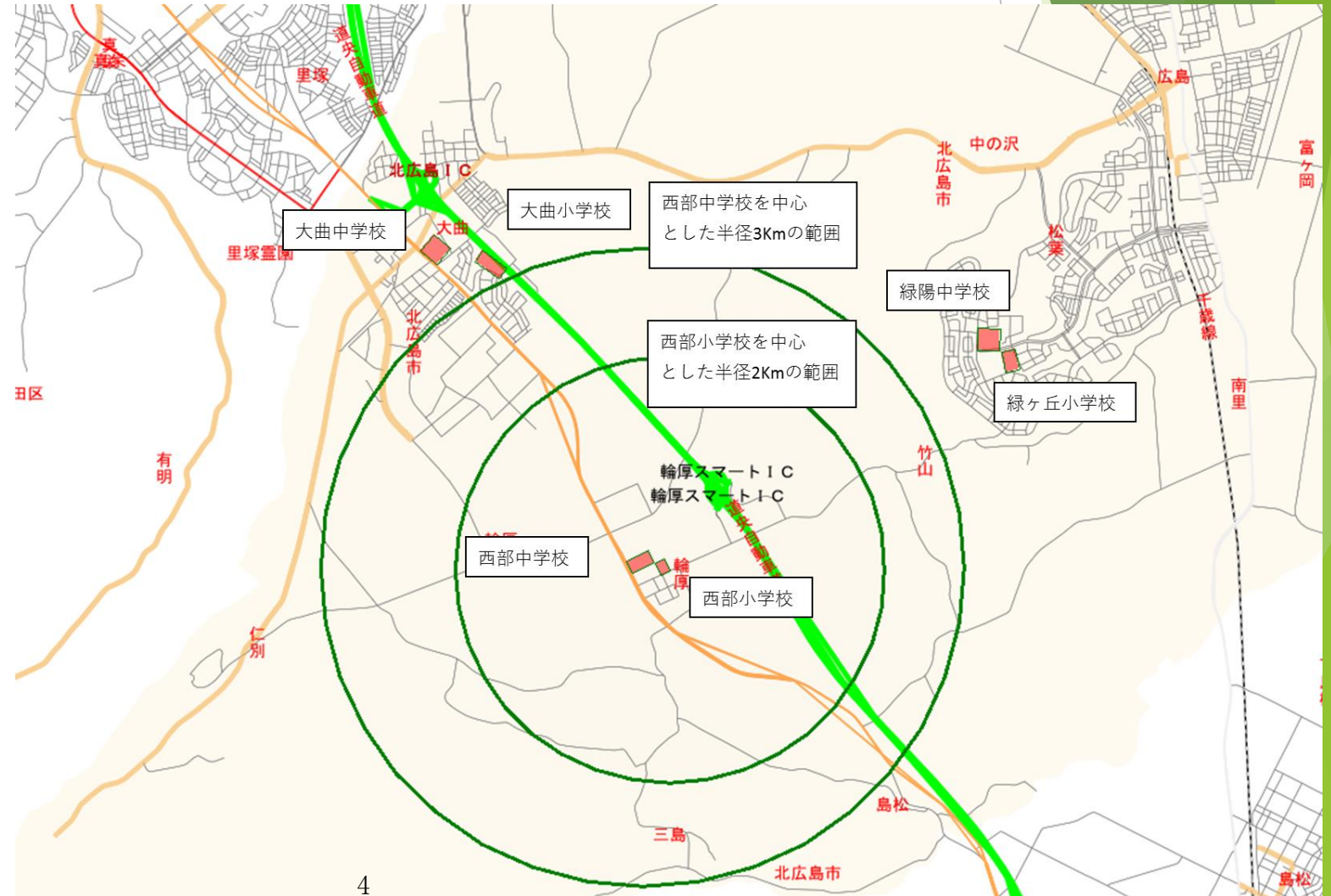
※校長及び教員の数については、普通学級の定数配置基準による。（養護教諭、事務職員等は含まない。）

- ・西部小学校については、令和7年度から全ての学年で単学級となる見込み
- ・西部中学校については、令和6年度から一部の学年で単学級、令和8年度から全ての学年で単学級となる見込み
- ・単学級についてのメリット、デメリットについては、基本方針8P～10Pで整理
- ・学校が小規模化することで、空き教室が増加。指導方法の工夫など空き教室を活用した指導の充実などが図れる反面、暖房効率や施設維持に課題。西部中旧校舎の老朽化。西部小学校の大規模改修の検討

視点①~現状で適正規模に満たない学校 についての調査（西部中学校区）

（２）地理的条件について

- 西部小学校を中心として、半径2Kmの範囲内に市街化区域の通学区域は収まっている状況。通学区域が隣接する大曲小学校へは直線で約3.2Km、緑ヶ丘小学校へは直線で約3.8Kmを越えている。
- 西部中学校を中心として、半径3Kmの範囲内に市街化区域は収まっている状況。通学区域が隣接する大曲中学校へは、希望ヶ丘の一部は半径3Kmの範囲に入る状況。緑陽中学校へは、直線で約3.6Km程度離れている状況。



視点①~現状で適正規模に満たない学校 についての調査（西部中学校区）

（3）通学区域内にある学校以外の公共施設の状況について

●コミュニティ施設

農民研修センター 昭和49年度建築 個別施設計画期間内に中規模修繕

●スポーツ施設

輪厚児童体育館 昭和57年度建築 個別施設計画期間内に大規模改修

●学童クラブ

- ・西部学童クラブ 定員45人 輪厚児童センター内
- ・西部第2学童クラブ 定員24人 西部中学校裏（旧公宅）

●輪厚児童センター 平成17年度建築 個別施設計画期間内に中規模修繕

●輪厚保育館 市貸与施設 定員20人 昭和55年度建築 個別施設計画期間外ではあるが中規模修繕

視点①~現状で適正規模に満たない学校 についての調査（緑陽中学校区）

（1）学校の小規模化に関して

	学級数		児童生徒数		校長及び教員の数※		建築年度
	R3年度	R8年度	R3年度	R8年度	R3年度	R8年度	
緑ヶ丘小学校	8学級	9学級	221人	209人	11人	12人	S50/S51
緑陽中学校	4学級	3学級	110人	96人	9人	9人	S52/S58/S53

※校長及び教員の数については、普通学級の定数配置基準による。（養護教諭、事務職員等は含まない。）

- ・ 緑ヶ丘小学校については、児童数が減少する傾向であるものの小幅、学級編制基準の引き下げにより、学級数は増える見込み（一部の学年で単学級が発生している状況は継続の見込み）
- ・ 緑陽中学校については、令和5年度から全ての学年で単学級となる見込み
- ・ 単学級についてのメリット、デメリットについては、基本方針8P～10Pで整理
- ・ 学校が小規模化することで、空き教室が増加。指導方法の工夫など空き教室を活用した指導の充実などが図れる反面、暖房効率や施設維持に課題。施設の老朽化。

視点①~現状で適正規模に満たない学校 についての調査（緑陽中学校区）

（2）地理的条件について

- 緑ヶ丘小学校を中心として、半径2Kmの範囲内に通学区域は収まっている状況。
通学区域が隣接する双葉小学校へは直線で約1.3Kmであるが、最も遠い山手町からの実際の通学距離は、約2.3Kmとなる状況。
西部小学校及び大曲東小学校へは、直線距離で3.7Kmを超える状況。
- 緑陽中学校を中心として、半径3Kmの範囲内に通学区域は収まっている状況。
通学区域が隣接する広葉中学校へは、直線で約1.6Kmであるが、最も遠い里見町からの通学距離は2.9Kmとなる状況。西部中学校及び大曲中学校へは、3.7Kmを越える状況。
隣接はしないが、東部中学校までは、3.9kmを超える状況。



視点①~現状で適正規模に満たない学校 についての調査（緑陽中学校区）

（3）通学区域区内にある学校以外の公共施設の状況について

- コミュニティ施設

北広島団地住民センター

昭和55年度建築 個別施設計画期間外ではあるが今後中規模修繕は必要

- 学童クラブ ・北広島学童クラブ 定員62人 北広島団地住民センター内

- すずらん保育園 昭和52年度建築 定員90人 個別施設計画期間外ではあるが今後中規模修繕は必要

- 現状では、適正規模の範囲内であるが、北広島団地内の隣接する通学区域を有する

双葉小学校について令和6年度から一部の学年が単学級になる見込み。

広葉中学校について令和7年度から一部の学年が単学級になる見込み。

- その他の施設～北広島団地地域サポートセンター「ともに」

～広葉交流センター「いこ～よ」

～すみれ保育園 昭和49年度建築 定員120名 個別施設計画期間内に中規模修繕

視点②~新たな学校種等の可能性について (義務教育学校など)

学校の適正規模化・適正配置等の具体的方策

(文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」P6より)

(1) 通学区域の変更

→隣接する通学区域を変更し、各校の児童生徒数を平準化することで小規模化を解消

(2) 学校統合(2校以上の学校を統合する。)

→既存の施設を活用する。

→新しい学校を新設する。

(3) 学校選択制の部分的導入

(4) 統合しないという選択(具体例については、手引P33)

・学校が地域コミュニティの核、地域の未来を担う子どもを地域で育む

→統合しないという選択をした場合

**将来ビジョン
の共有が前提**

**魅力ある学校づくり
について、合わせて検討すること
が重要**

視点②~新たな学校種等の可能性について (義務教育学校など)

魅力ある学校づくりの具体的方策

(文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」 P23より)

(1) 地域との協働関係を生かした学校づくり

→保護者や地域住民の参画により学校運営の改善に取り組む

(2) 魅力あるカリキュラムの導入等

→地域の未来を展望し、保護者や地域住民のニーズを十分勘案した上で、新たなカリキュラムの研究開発

→子どもの発達の早期化や中1ギャップ、学習内容の高度化等への対応「小中一貫教育」や「**義務教育学校**」の導入

(3) 学校整備面での充実

→**施設一体型小中一貫校**や**施設一体型義務教育学校**の検討

→地域への学校開放を前提としてコミュニティスペースを設けることや、公民館や体育館といった社会教育施設・スポーツ施設と複合化した施設

→保育所や児童福祉施設、学童クラブ、役場施設との複合化

※太文字については、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」のは記載されていないが、平成28年度以降、法整備により新たに設けることが可能となった学校種

道内他市の事例①

▶ 札幌市

通学区域審議会とは別に、「札幌市立適正配置審議会」を設置

「札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方針」を策定に関しての調査・審議及び見直しに関する事項を所掌

【基本方針の内容】

学校規模適正化に関する推進方策を盛り込む

- 取組の対象となる学校の基準を設定
- 取組地域の設定・・・取組の対象となる学校を含む地域を設定
- 取組地域ごとに「学校規模適正化検討委員会」を設置して、教育委員会が示す案をもとに、学校・地域・行政が連携しながら具体的な方策を検討

道内他市の事例②

▶ 旭川市

通学区域の設定とは別に、「旭川市小・中学校適正配置検討懇談会」を設置

懇談会の意見を踏まえて、「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）」を策定。
平成27年度からの15年間の計画。5年ごとに見直し。

【基本方針の内容】

学校規模適正化に関する推進方策

- 取組の対象となる学校の基準を設定
- 取組地域の設定・・・旭川市内を主要な河川や生活圏等を踏まえ、5つのブロックに分割したうえで、それぞれのブロックごとに将来のあるべき学校配置を具体的に示したブロック別計画を策定することを明記
- 統廃合や通学区域の見直しにあたっては、地域合意を得ることを原則とする旨を明記

道内他市の事例③

▶ 函館市

通学区域及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置および廃止に関することを所掌事務とした「函館市教育振興審議会」を設置

「**函館市立小・中学校配置についての基本指針**」の策定に係っての調査・審議を行うとともに、学校統廃合に係る答申を行う

【基本方針の内容】

- 取組の対象となる学校の基準を設定
- 取組地域の設定・・・函館市内を歴史的経過や地理的条件、都市機能の集積状況から、7つの再編グループを設定し、原則その中で、統廃合や通学区域の変更を検討していくことを明記
- 統廃合や通学区域の見直しにあたっては、地域合意を得ることを原則とする旨を明記
- 教育委員会で、再編グループごとに適正な学校数を計画し、「函館市教育振興審議会」で通学区域及び学校統廃合について、調査・審議を行い答申する。

道内他市の事例④

▶ 江別市

通学区域の設定とは別に「江別市学校適正配置検討懇談会」を設置（H18まで）
懇談会の意見を踏まえて「**江別市立学校適正配置基本計画**」を策定

【基本計画の内容】

- 取組の対象となる学校の基準を設定
- 対象校を設定、適正配置の進め方を盛り込む
- 地域との協議方法を盛り込む

各対象校の校区区域において「**地域協議会**」を設立し、学校の統合について
様々な視点から十分に協議し、「**理解が得られれば**」、具体的内容を実施計画に
盛り込むと明記

道内他市の事例を踏まえた 審議会と地域協議会のそれぞれの役割・性質 について

審議会等での役割・性質

- ①教育水準の確保と教育機会均等などの総合的な観点から、本来望ましい学校規模や学校配置を検討
- ②通学条件（通学距離、通学時間、通学方法等）から、本来望ましい通学区域や学校配置を検討
- ③①②を踏まえ、具体的な地域での協議方法や方策を盛り込んだ**基本方針等**の作成に関することを検討



地域協議会等の役割・性質

- ①審議会の基本方針を受けて、各地域の個別事情を検討
- ②地域住民や保護者、子ども達のニーズを調査
- ③統合や通学区域の変更、学校の魅力最大化に向けた課題等を調査
- ④③の課題について、課題解決への十分な話し合い・地域への情報提供
- ⑤①～④を踏まえた統合や通学区域の見直しの可否（合意）についての協議や、学校の魅力最大化の検討

市民アンケート等を行いながら、

住民アンケート、住民説明会等を行いながら、

視点③~本審議会の所掌事務、通学区域の設定および変更、その可否を判断するための調査審議に収まらない可能性について

所掌事務の観点から、

(北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例(抜粋))

(設置)

第1条

通学区域の適正を図るため、北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条

審議会は、北広島市教育委員会の諮問に応じ、小中学校に就学する児童、生徒の通学区域の設定及び変更に関する事項を調査、審議し、教育委員会に答申するものとする。

平成17年度から平成18年度の調査審議に係わっては、平成17年中間答申における小学校の適正規模に満たない団地内小学校4校について、どのような場所に学校があるべきかを通学区域の視点から調査審議を行った。

平成17年~18年と現在を比較すると、地域や学校が抱える課題は大きく変化

- ・④⑤⑥の視点
- ・魅力ある学校づくり
- ・まちづくりの視点
- ・国の手引の作成
- ・学校施設の老朽化

視点③~本審議会の所掌事務、通学区域の設定および変更、その可否を判断するための調査審議に収まらない可能性について

組織の観点から、

(北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例(抜粋))

(組織)

第3条 審議会は、委員14名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者 5名以内
- (3) 小中学校の教職員 5名以内
- (4) 市長部局の職員 2名以内

学校が持つ多様な機能に留意する必要性と、将来の受益者である就学前の子供の保護者の声も重視する必要性

(例)

- ・ 地域住民を追加
- ・ 就学前児童の保護者を追加

視点③~本審議会の所掌事務、通学区域の設定および変更、その可否を判断するための調査審議に収まらない可能性について

現行の通学区域審議会の所掌事務についての課題

・北広島市内における小中学校の小規模化は、全国的な少子化を背景に、今後も進む可能性があるという大きな課題は、現在だけでなく、10年後・20年後以降も続けて検討していかなければならない課題であること。

→その間も、通学区域審議会の委員メンバーは交代していく

→委員が交代しても、委員の思い・考えは継承していく必要性

・学校の統廃合、通学区域の変更、統合を選択しないという検討は、地域の思い、保護者の思いはもちろんのこと、学校が地域コミュニティの核であることや、まちづくりの観点、学校の魅力最大化の観点や施設の老朽化・長寿命化の検討と合わせて検討を要するものであること。



これまでの通学区域審議会の思いと所掌事務を継承し、新しい所掌事務及び選出区分を加えた新しい審議会を立ち上げ、総合的な視点から、調査・審議していくことも検討